

令和 8 年度静岡県公共ライドシェア等共同運行管理 業務委託説明書

静岡県が発注する『令和 8 年度静岡県公共ライドシェア等共同運行管理業務委託』に係る公募型簡易プロポーザル方式の手続開始の公告に基づく、契約予定者を特定するための技術提案書等の提出については、関係法令に定めるもののほか、この説明書によるものとする。

1 業務内容等

(1) 業務目的

令和 8 年度 静岡県公共ライドシェア等共同運行管理業務委託仕様書（以下、仕様書）による。

(2) 業務内容

仕様書による。ただし、技術提案書の内容に応じて変更する場合がある。

(3) 履行期限

令和 9 年 2 月 28 日

(4) 契約限度額

本業務の契約限度額の合計は、20,000,000 円（消費税込み）とする。

(5) 業務実施上の条件

本業務は県内自治体で実施される公共ライドシェア等における運行管理業務について一括発注方式で静岡県が契約をする。各自治体との連絡調整は受注者と各市町担当者において実施するものとし、決定事項を県に報告することとする。

(6) 成果品

成果品は次のとおりとする。

ア 報告書 調査成果品 (A4 判)	1 部 (ドッチファイル仕様)
イ 電子媒体 (CD-R 又は DVD-R)	1 部
ウ とりまとめ報告書	1 式
エ その他監督員が指示するもの	1 式

2 参加表明書及び技術提案書を提出するために必要な要件

次に掲げる条件をすべて満足していること。

- (1) 入札公告時において、道路運送法に基づく運行管理責任者（旅客自動車運送事業運行）を保有する者を雇用している者であること。
- (2) 入札公告時において、道路運送法第 78 条第 2 号又は同条第 3 号における運行管理の経験を有する者であること。
- (3) 道路運送法第 78 条第 2 号又は同条第 3 号における運行管理において、遠隔運行管理が実施できる体制を保有しているおり、その体制が 365 日 24 時間において運営可能な者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者（更生手続き開始の決定を受けている者を除く）でないこと、又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。

3 参加表明書、技術提案書及び見積書の提出

本プロポーザルに参加を希望する者は、次により参加表明書、技術提案書及び（本業務に係る技術提案書に記載する内容を踏まえた）見積書を提出すること。見積書は、契約限度額を超えていないことを確認するために提出を求めるが、評価が最も高い者が 2 者以上存在した場合は、契約予定者を特定するための資料としても用いる。なお、積算の参考とするため、契約予定者に特定された者には再度見積を依頼することがある。

- (1) 提出期間
令和8年4月28日(火)から令和8年5月20日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)
の午前9時から午後5時までの間
- (2) 提出先
別表1に示す、静岡県交通基盤部 政策管理局 交通政策課 交通戦略班まで提出すること
(郵送可、必着(以下同様))

(3) 提出内容

- | | |
|--------------------------------|-----|
| ア 参加表明書(様式1号) | |
| 技術提案書を提出するために必要な要件の確認書類 | 各1部 |
| イ 技術提案書(別表2に示す審査項目に対する提案:任意様式) | 1部 |
| ウ イのPDF形式データ(根拠書類を含む) | 1式 |
| エ 見積書(様式自由) | 1部 |

4 参加表明書及び技術提案書の作成及び記載上の留意事項

- (1) 参加表明書(様式1号)
様式1号により作成すること。
- (2) 技術提案書(任意様式)
- ア 作成上の基本事項
技術提案書は、業務における具体的な取り組み方法について提案を求めるものであり、
成果の一部の提出を求めるものではない。なお、本説明書において記載された事項以外の
内容が技術提案書に含まれている場合は、その部分の提案を無効とする。
- イ 作成方法及び内容に関する留意事項
書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によ
るものとし、文字サイズは10ポイント以上とする。
- ウ 技術提案書の無効
提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合、又は記
載漏れ・不整合等の記載の誤りがある場合は、技術提案書を無効とし、非選定又は非特定
とすることがある。

5 本説明書及び縦覧資料等に対する質問

- (1) 本説明書及び縦覧資料等に対する質問がある場合は、次に従い書面(様式自由)により提出
することとし、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子
メール、郵送及びFAXにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。
- ア 受付期間
令和8年4月28日(火)午前9時から令和8年5月8日(金)午後5時までの間。(持
参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後5時までの間)
- イ 提出先
別表1に示す、静岡県交通基盤部 政策管理局 交通政策課 交通戦略班
- ウ その他
文書には、担当窓口の部署、担当者名、電話及びFAX番号、電子メールアドレス等を併
記すること。
- (2) (1)の質問に対する回答書は、質問を受理した日から5日以内(土曜日、日曜日及び祝日
を除く)に質問者に対して電子メールにより行うほか、下記により閲覧に供する。なお、質
問がない場合は閲覧を省略する。
- ア 閲覧期間
回答した日から令和8年5月14日(木)の午前9時から午後5時までの間
- イ 閲覧場所
静岡県交通基盤部 政策管理局 交通政策課 ホームページ

6 ヒアリング

技術提案書の提案内容等について、配置予定の管理担当者に対して、次のとおりヒアリング
を実施し、技術提案書の評価を行う。なお、ヒアリング出席者は管理担当者とするが、補助と

して担当者1名の出席を認めるものとする。

(1) 実施日時

令和8年5月22日(金)午後

(1社に対し30分程度、詳細な時間や方法については別途通知する。)

(2) 実施方法

原則、WEBによるテレビ電話システムでのヒアリングとする。使用するシステム等については、事前に担当窓口と調整することとし、通話環境に係るテスト等を事前に行ったうえで、ヒアリングを行う。

(3) ヒアリング事項

ア 配置予定の管理担当者から技術提案書の内容について説明

イ 質疑応答

・技術提案の内容

(4) その他

ヒアリング時における、資料の追加は認めない。

7 契約予定者の特定

(1) 審査項目

ア 企画性

- ・ 期待する企画が表現されているか(事業目的を理解しているか)
- ・ 共同運行管理が実現できる内容となっているか
- ・ 参加市町の運行データを、集計しわかりやすく可視化することができるか
- ・ 集計及び可視化したデータを踏まえ、参加市町の課題解決に資する提案を目指した企画となっているか。
- ・ 参加市町の運行体制を整えるために、体制立上げや改善提案につながる伴走支援を行うことができるか、もしくはその提案があるか。
- ・ 共同運行管理体制が継続できる提案があるか
- ・ 簡素でわかりやすく説明されているか。
- ・ 差別化、独自性はあるか

イ 業務遂行能力

- ・ 参加市町の実施したい運行時間に合わせた体制が確保できているか
- ・ スタッフの体制は企画を達成しうるか
- ・ 信頼しうる実績や特筆すべき実績が認められるか
- ・ その他提案された内容を遂行できることを示す提案があるか

(2) 契約予定者への通知

契約予定者として特定された者には、特定通知書により令和8年6月3日(水)までに通知する。

8 非特定理由に関する事項

(1) 参加表明書及び技術提案書等を提出した者のうち、契約予定者として特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨と、その理由(非特定理由)を書面(非特定通知書)により令和8年6月3日(水)までに通知する。

(2) (1)の通知を受けた者は、非特定通知の翌日から令和8年6月9日(火)(土曜日、日曜日及び祝日を除く)までに書面(様式自由)により、発注者に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(3) 説明を求められたときは、令和8年6月11日(木)までに説明を求めた者に対して、書面により回答する。

(4) (2)の書面は、別表1に示す静岡県交通基盤部 政策管理局 交通政策課 交通戦略班まで提出すること。提出方法は、電子メール、FAX、持参、郵送のいずれの方法でも可とする。ただし、電子メール、郵便及びFAXにて送信の場合、その旨を電話で連絡すること。

9 契約条件等

- (1) 契約書の作成
契約の締結にあたっては、契約書を作成しなければならない。
- (2) 契約保証金
免除する。

10 労働関係法令等遵守の誓約書の作成

事業者等を守り育てる静岡県公契約条例第6条の規定に基づき策定された「県の取組方針」により、本業務に従事する者の労働環境の整備を図るため、以下の書類を提出すること。

- (1) 契約時に、労働関係法令等を遵守する旨等を記載した誓約書
- (2) 本業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から提出させた労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書の写し

11 暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合の措置

- (1) 本業務の受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に報告すること。発注者への報告は必ず文書で行うこと。
- (3) 受注者は暴力団員等又は暴力団関係業者により不当介入を受けたことから工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
※不当介入を受けたにもかかわらず警察及び発注者への通報（報告）等を怠った場合は、入札参加資格停止の措置を受けることがある。

12 その他の留意事項

- (1) 手続きに用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。
- (2) 提出書類の作成、提出及びヒアリング等に掛かるすべての費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して静岡県工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止を行うことがある。

また、提出された参加表明書又は技術提案書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その技術提案書を無効とする。

- ア 参加表明書又は技術提案書の全部又は一部が提出されていない場合
 - イ 参加表明書又は技術提案書と無関係な書類である場合
 - ウ 他の業務の参加表明書又は技術提案書である場合
 - エ 白紙である場合
 - オ 本業務説明書に指示された項目を満たしていない場合
 - カ 発注者名に誤りがある場合
 - キ 発注案件名に誤りがある場合
 - ク 提出者名に誤りがある場合
 - ケ その他未提出又は不備がある場合
- (4) 提出された書類は返却しない。また、提出された参加表明書及び技術提案書は、ヒアリング以降の対象者の選定又は契約予定者の特定以外に提出者に無断で使用しない。なお、特定された技術提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
 - (5) 提出期限後において、提出書類は受理しないと同時に提出書類に記載された内容の変更を認めない。
 - (6) 本業務について、主たる部分の再委託は認めない。
 - (7) 照会窓口は、別表1のとおりとする。
 - (8) 契約予定者として特定された者は速やかに提案内容を適切に反映した仕様書を提出し、契約後、その仕様書に即した業務計画書を作成し提出すること。ただし、技術提案書の内容の

うち、発注者が採用を認めないことを通知した提案内容は除く。

別表 1 (窓口) 〒420-8601 静岡市葵区追手町 9 番 6 号
 静岡県交通基盤部政策管理局交通政策課交通戦略班

番号	役割	部局名	電話及びFAX番号	E-mail
1	総合窓口	交通政策課 交通戦略班	TEL : 054-221-3194 FAX : 054-221-3582	koutu@pref.shizuoka.lg.jp

別表 2 (評価項目・基準)

選考方法

1 選考委員ごと下記項目を点数評価し、その合計を集計する。

審査項目	採点	コメント
企画性	／ 20	
業務遂行能力	／ 10	
合計	／ 30	

2 評価点数を元に協議し、契約予定者を決定する。

(様式1号)

令和8年度 静岡県公共ライドシェア等共同運行管理業務
参加表明書

令和 年 月 日

静岡県 交通政策課長 様

所在地
名称
代表者

令和8年度静岡県公共ライドシェア等共同運行管理業務の企画提案に参加したいので、参加資格の確認を申請します。

入札参加資格条件	資格及び実績
(1) 入札公告時において、道路運送法に基づく運行管理責任者（旅客自動車運送事業運行）を保有する者を雇用している者であること。	
(2) 入札公告時において、道路運送法第78条第2号又は同条第3号における運行管理の経験を有する者であること。	
(3) 道路運送法第78条第2号又は同条第3号における運行管理において、遠隔運行管理が実施できる体制を保有しているおり、その体制が365日24時間において運営可能なものであること。	
(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者(更生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続き開始の申立てがなされている者(再生手続き開始の決定を受けている者を除く)でないこと。	様式2号による

必要に応じ参加資格及び実績を確認できる書類を添付すること。

(様式2号)

令和 年 月 日

宣 誓 書
住 所
商号又は名称
氏 名

当法人は、以下の参加資格をすべて満たすことを宣誓します。

- ・ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ・ 静岡県暴力団排除条例第6条第1項の規定により、次の（1）から（7）に該当しないこと。
 - （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - （2）個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - （3）法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - （4）自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - （5）暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - （6）暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - （7）相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者